

# モッタナイでつながるかがみ！ ふーどばんくかがみ！



## ご家庭で眠っている食品はありませんか？

鏡野町社会福祉協議会では、生活困窮者の自立支援の取組みの一つとして、「フードバンク事業」を実施しています。

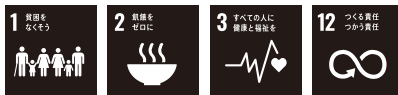
しかし、現在在庫が残り少なく、お困りの方への支援が難しくなっています。

そこで、みなさまに無理のない範囲で**ご支援・ご協力**をお願いいたします。

### 受付期間

**4月4日(火)～5月8日(月)**  
平日 9:00～17:00 (祝祭日除く)

**SDGs**



### 受付可能な物

- 賞味期限まで2か月以上の物
- お米、乾麺
- レトルト食品、インスタント食品
- 缶詰や瓶詰食品 等
- 開封していない物で常温保存ができる物

**持ち場所** 各地域福祉センター

**お問い合わせ先** 鏡野町社会福祉協議会 鏡野地域福祉センター 電話(0868)54-1243

## 伐採届の添付書類が統一されます

地域森林計画の対象となる民有林の立木を伐採する際に必要な手続きとして、**伐採及び伐採後の造林の届出書**を提出していただいておりますが、令和5年4月1日より添付書類が統一されます。

書類の添付は義務となりますので、**該当する場合には必ず添付をお願いします。**

### 伐採造林届に必要な添付書類 (太字は新たに必要となる書類)

- ・ **森林の位置図・区域図** 届け出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面 (縮尺は任意です)
- ・ **届出者の確認書類** 個人：氏名・住所がわかる書類 (運転免許証など) の写し  
法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
- ・ **他法令の許認可関係書類** 届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
- ・ **土地の登記事項証明書等** 土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど、届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
- ・ **伐採の権原関係書類** 立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類
- ・ **隣接森林との境界関係書類** 伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類  
※添付を省略できる場合があります。  
くわしくは鏡野町ホームページをご覧ください。

### 【届出の方法】

鏡野町ホームページに掲載している様式、または鏡野町森林づくりセンターや各振興センターで様式を取得の上、位置図等必要書類を添付し、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で鏡野町森林づくりセンターへ届け出てください。

○鏡野町ホームページ「伐採及び伐採後の造林の届出書 (林務係)」

…<http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=256379>



**お問い合わせ先** 鏡野町森林 (もり) づくりセンター

電話 (0868) 52-2212 電子メール [morizukuri@town.kagamino.lg.jp](mailto:morizukuri@town.kagamino.lg.jp)